

年に1回 受けよう歯科健診

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641



市HP

最後に歯の健診を受けたのはいつですか？歯を失う主な原因は歯周病とむし歯です。この機会に歯周病予防健診を受けてみませんか？

- は 島原半島内の指定歯科医院
- 内 歯周組織検査、むし歯検査、ブラッシング指導
- 料 500円(令和8年3月末現在で20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人は無料)
- 対 市内に住所がある20～75歳誕生日前日までの人
 - ※現在治療中の人、後期高齢者医療被保険者の人は除きます。
 - ※妊婦歯科健診と重複受診はできません。

令和8年3月31日(火)
指定歯科医院に予約の上、受診してください

健康づくりポイント
事業の対象です！
(500P)



●お口“いきいき”健康支援事業

- 対 後期高齢者医療被保険者
 - 料 無料
 - 申 後期高齢者医療広域連合
- ☎095-816-3930



後期高齢者医療広域連合HP

コンビニ受診を控えましょう

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641



●コンビニ受診とは

緊急性のない軽症患者が「夜間のほうがすいているから」「昼間は仕事があるから」などの理由で救急外来を受診することです。

●次に困るのはあなたかも？

コンビニ受診が増えると、救急医療を必要とする重症患者の受け入れなどに対応できなくなります。また医師の中には休憩時間がなくなり、診療への支障や、過酷な勤務に疲れ離職する医師が増えるなど、地域医療の崩壊につながります。

●コンビニ受診にならないように
「まずは自分でできること！」

体調が悪くなったら、早めにかかりつけ医を受診しましょう。また、日ごろから健康管理に注意したり、定期的に健康診断を受け、病気の予防や早期発見に努めることも大切です。

・休日や夜間に体調が急に悪くなり、対応がわからない場合
救急医療電話相談 ☎#7119

・子どもの急な病気やけがで心配な場合
長崎県小児救急電話相談センター
☎#8000

●かかりつけ医とは

日常的な診療だけでなく、健康に関することなどを広く相談できる、身近な医院の医師のことです。

●「かかりつけ医」を持つメリット

- ・ちょっとした変化に気づきやすく、病気の早期発見・治療につながります。
- ・的確な診断やアドバイス、適切な医療機関を紹介してもらえます。

かかりつけ医を持つことは、患者本人だけでなく、家族全員の健康の相談相手として、安心できる生活を送る第一歩となります。

高齢者の予防接種費用の一部を助成します！

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6652



市HP

65歳以上の対象者には、お知らせを随時送付しますので、直接指定医療機関へ予約し接種してください。

詳細は市ホームページをご覧ください。

●持参品…健康手帳、健康保険証(マイナ保険証)、自己負担金

	高齢者肺炎球菌 ワクチン	带状疱疹	
		生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	1回	2回
自己負担額	5,000円	4,000円	1回あたり10,000円
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳の人 ●60～64歳で、次に該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・心臓、腎臓または呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人 ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障害を有する人 	<ul style="list-style-type: none"> ●年度内に65歳を迎える人 ●60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 <ul style="list-style-type: none"> ※令和7年度から5年間、その年度に70、75、80、85、90、95歳になる人も対象 ※令和7年度に限り、100歳以上の人も対象 	
接種期間	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳の人 65歳の誕生日前日～66歳の誕生日前日 ●60～64歳の人 4月1日(火)～令和8年3月31日(火) 	4月1日(火)～令和8年3月31日(火)	

【4月1日～制度変更】
妊婦のための支援給付金

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6652

これまで出産・子育て応援給付金として給付を行っていましたが、制度が変わりました。

対 令和7年4月1日以降に妊娠、出産した人

※流産、死産した人も含む

●支払い額

- ・母子手帳受け取り後…5万円
- ・出産後…5万円×出生した子ども数

【変更点1】妊産婦本人への支給のみに！

これまで養育者(パートナーも含む)も支給可能でしたが、今後は妊産婦本人のみへの支給に変更されています。

【変更点2】流産および死産した場合

- ・母子手帳交付前
医師の胎児心拍確認および胎児の数を証明する診断書などの提示により給付可能
 - ・母子手帳交付後
母子手帳の提示や死産届により給付可能
- 申 とも未来課、各支所、電子申請システムにて申請してください。

温水プール利用料金を助成します

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641

市民の健康づくりを図るため、島原半島内の温水プール利用料金の一部を助成します。

対 次の全てに該当する人

- ・市内に住所を有し、現に居住している20歳以上の人(学生を除く)
- ・島原半島内の温水プール施設に会員登録をし、市税および国民健康保険税を滞納していない人

●助成額…月額1,000円

※施設利用の月額料金を支払った場合に限りです。

※申請した月から対象となります。

申 市LINEまたは、会員証、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参して、各支所・健康づくり課で申し込んでください。



市LINE申請